

● 今回の区域変更についてのご説明

変更前



変更後



変更理由

今回の再調査では、以前に土砂災害警戒区域を設定した時と比べて、地形の改変があるか、対策施設に変状があるかを重点的に調査しました。その結果、林地開発により斜面が掘削され、地形の変化が認められるため、その箇所について土砂災害警戒区域（イエローゾーン）及び土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の形状を変更しました。



用語の解説

・土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

崩壊等が発生した場合には、建築物に破損が生じ、住民等の生命または身体に危険が生ずるおそれのある区域。

・土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

崩壊等が発生した場合には、建築物に破損が生じ、住民等の生命または身体に著しい危険が生ずるおそれのある区域。

これらの区域は「土砂災害防止法」という法律に基づき県が指定しています。